

函館市街路灯設置費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における街路灯の民間による設置を促進し、夜間の交通安全、犯罪の防止および美観の保持を図るほか、老朽化等により不要になった街路灯を撤去し、通行人の安全確保を図るため、民間の団体または個人（第3条において「団体等」という。）が設置する街路灯の設置および撤去（以下「設置等」という。）に要する経費に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、街路灯とは、道路を明るくするために設置する公衆街路灯をいう。

(補助対象となる街路灯)

第3条 補助の対象となる街路灯は、市道上の次の各号に掲げる場所以外の場所に団体等が設置し、消費電力が100ワットを超えない街路灯とする。

- (1) 交差点からおおむね10メートル以内の場所
- (2) 横断歩道からおおむね10メートル以内の場所
- (3) 見通しの悪い屈曲部の中心部からおおむね10メートル以内の場所
- (4) 公共施設またはこれに類する施設からおおむね50メートル以内の場所
- (5) その他特に市長が定める場所

(補助金の額)

第4条 LED照明を使用した街路灯（以下「LED街路灯」という。）を設置する場合の補助金の額は、設置に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この条において同じ。）の10分の8.5以内の額を予算の範囲内で交付するものとする。ただし、その限度額は次に掲げる工事区分に応じ、当該各号に定める額に、当該街路灯の数を乗じて得た額とする。

- (1) 街路灯専用の灯柱および灯具を新たに設置する場合ならびに既

設の街路灯専用の灯柱および灯具を取り替える場合

108,000円

(2) 既設の電柱等に灯具を新たに取り付ける場合ならびに既設の街路灯専用の灯柱電柱等に取り付けた灯具を取り替える場合

39,000円

(3) 既設の街路灯専用の灯柱を取り替える場合 83,000円

(4) 既設の電柱等に取り付けられた灯具を、他の電柱等に移設する場合 21,000円

2 既設の街路灯専用の灯柱を撤去（街路灯専用の灯柱を取り替える場合に生じる撤去は含まない。以下同じ。）する場合の補助金の額は、撤去に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の10分の5以内の額を予算の範囲内で交付するものとする。ただし、その限度額は30,000円に、当該撤去の数に乗じて得た額とする。

（設置等計画書の提出）

第5条 補助対象となる街路灯の設置等に係る事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとするもの（以下「補助事業者」という。）は、街路灯設置等計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記第2号様式。次項および第19条において「申請書」という。）を補助事業に着手しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類および図面を添付しなければならない。

(1) 街路灯設置費等補助金積算・内訳書（別記第3号様式）

(2) 街路灯設置等工事見積書（LED街路灯は別記第4号様式、灯柱の撤去は別記第5号様式）

(3) 街路灯設置等箇所図

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により、適当でないと認めるときは補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助事業者それぞれに通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 前条の補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、当該決定に係る対象工事を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、補助金交付決定変更申請書（別記第8号様式）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、適当と認めるときは、補助金交付決定変更通知書（別記第9号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、当該決定に係る対象工事を中止し、または補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（別記第10号様式）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金交付決定取消し通知書（別記第11号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告等）

第9条 市長は、補助事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるときは、当該補助事業の遂行の状況に関し、当該補助事業者へ報告を求め、または当該職員に調査をさせることができる。

（補助事業の遂行等の命令）

第10条 市長は、前条の報告または調査により、補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反した時は、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行を一時停止し、ならびに当該補助事業に

係る補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

- 3 市長は、前項の命令をする場合においては、補助事業者が市長の指定する期日までに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第15条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を併せて通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金実績報告書（別記第12号様式。以下「報告書」という。）を補助事業が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類および図面を添付しなければならない。

- (1) 街路灯設置費等補助金積算・内訳書（別記第3号様式）
- (2) 領収書または支払を証明する書類の写し
- (3) 街路灯の姿図（移設および撤去の場合を除く。）
- (4) 街路灯設置等箇所図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(是正のため措置)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 前条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業

の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記第13号様式）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者へ補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消し通知書（別記第11号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき
- (4) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければ

ばならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該交付すべき補助金の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金と返還を命ぜられた補助金または延滞金の未納付額とを相殺することができるものとする。

(災害等急施を要する場合の特例)

第19条 補助事業者は、災害または経年劣化により街路灯が故障し、夜間の交通事故および犯罪の防止または通行人の安全確保に著しく支障を来すおそれがあり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、第5条および第6条第1項の規定にかかわらず、街路灯設置等計画書の提出を省略し、かつ、補助事業に着手した後に申請書を提出することができるものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を受けずに事業に着手したときは、補助金を交付しない。

(帳簿および書類の備付け)

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿および書類については、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により設置した街路灯を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

(その他)

第22条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は，平成5年5月1日から施行し，平成5年4月1日から適用する。
- 2 函館市街路灯設置補助金交付要綱（昭和63年6月1日制定。）は廃止する。
- 3 戸井町，恵山町，榎法華村および南茅部町の編入の日（次項において「編入日」という。）前の南茅部町の区域内における街路灯設置に係る補助金の額については，平成16年度に限り，廃止前の南茅部町街路灯補助金交付規則（昭和42年南茅部町規則第7号。次項において「廃止前の規則」という。）の例による。
- 4 編入日前に廃止前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は，この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年4月1日から施行する。ただし，第5条の規定は，平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。